

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録

日時 平成28年8月9日（火） 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後1時49分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 渡辺 英機 鈴木 幹夫 大柴 邦彦
永井 学 山田 一功 桜本 広樹 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

証人 都留市境125 水岸 富美男

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関すること。

会議の概要 本日の日程を別添日程表のとおりとし、次のとおり、証人に対する尋問を行った。

水岸 富美男 午前10時08分～午前10時26分
午前10時40分～午前11時16分
午前11時25分～午前11時51分
午後1時08分～午後1時48分

会議の内容
土橋委員長

ただいまから平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました継続審査案件であります、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関することを議題といたします。

本日の進め方についてであります。各委員に質問届出書の提出を求めたところ、水岸証人に対しては4人の委員から、証人に対しては5人の委員から、証人に対しては4人の委員から、証人に対しては4人の委員から質問をしたい旨の届け出がありました。よって、本日の調査日程及び質問順序等については、お手元に配付の日程表どおりといたしたいと思います。御了承願います。

なお、前回と同様に、答弁時間を除き、質問時間を5分以内といたしたいと思います。御了承願います。

それでは、水岸富美男証人に入場していただきます。

（証人入室 着席）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

（委員長起立）

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただき、ありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

（委員長着席）

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

（証人起立）

水岸証人 水岸富美男、昭和39年3月23日、職業は県議会議員です。以上です。

土橋委員長 住所。

水岸証人 都留市境125番地でございます。

（証人着席）

土橋委員長 証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、

公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、これらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

これら以外の場合には、証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまでをお願いいたします。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録(平成28年8月9日)

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立お願いいたします。

(出席者全員起立)

土橋委員長 宣誓書の朗読をお願いいたします。

水岸証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

土橋委員長 御着席を願います。
証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(署名捺印)

(委員長確認)

土橋委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願い申し上げます。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に注意されるよう要望いたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約30分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願い申し上げます。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間にいたのかお聞かせください。

水岸証人 控室におりました。以上です。

土橋委員長 以上で、委員長からの主尋問を終了します。
次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
大柴邦彦委員から尋問願います。

大柴委員 水岸議員、どうもきょうは御苦労さまでございます。先ほど委員長のほうから質問がありましたけれども、あれは休憩からということですからけれども、私は、あなたの4時55分過ぎあたりのところの、放送直後ですからけれども、そこにはどこにいたのかまず伺います。

水岸証人 控室におりました。以上です。

大柴委員 わかりました。調査票では、会派自由民主党の控室に 前議事調査課長が来て、議員に対しまして議場へ入るよう懇願をしたと回答をしていますが、それは間違いありませんか。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

水岸証人 間違いありません。

大柴委員 わかりました。それは大体何時ごろでしたか。

水岸証人 5時ちょっと前だったと思います。

大柴委員 じゃ、そのときに 前議会事務局長も、会派自由民主党の控室にいましたか。

水岸証人 私は控室の外に出てたので、 前局長がいたかどうかはちょっと覚えておりません。

大柴委員 前議会事務局長が 前議事調査課長の議長への促しを制止したと回答をしているわけですが、それには間違いありませんか。

水岸証人 控室の外でそのような声が聞こえました。以上です。

大柴委員 それは時間はわかりますか、何時ごろか。

水岸証人 5時過ぎていたか、5時ちょっと前だというように記憶しております。

大柴委員 わかりました。じゃ、最後に伺いますけれども、このとき、議長の石井議長はどこにいたか覚えておりますか。

水岸証人 わかりません。以上です。

土橋委員長 大柴邦彦委員の尋問を打ち切ります。
次に、山田一功委員から尋問願います。

山田（一）委員 御苦労さんです。まず、きょう水岸議員だけが実は議会のいわゆる会派の代表でもないし、議長でもないとか、あるいは議運の委員長、副委員長でもないということで、当時私たちと同じ会派にいたわけで、私たちも反対はしたんですけれども、水岸議員を呼ぶ理由がどこにあるかということでよく明確な答えもないままお呼びしたように私も思っているんですが、ここに呼ばれたという理由についての何か心当たりはございますか。

水岸証人 私にもわかりません。

山田（一）委員 次に、当時、放送が何分に入ったかということについては、4時58分ごろということで私たちも認識していましたし、いわゆる5時のほんのちょっと前。その中で、水岸議員だけが4時55分過ぎという明確にされているんですが、新聞ほか報道ほかも、また事務局のほうで放送を入れた時間等が4時58分ごろということで来ているんですが、水岸議員だけが55分とこのように述べているんですが、その根拠というか、何をもってか教えていただけますか。

水岸証人 通常いつも予鈴が5分前に鳴るので、それで、5分前に放送が入ったんじゃないかというふうにちょっと書いてしまったんですが。以上です。

山田（一）委員　今回は実は予鈴は鳴ってなくて放送だけだったと思っていますので、それについては御認識がありますか。

水岸証人　放送だけだったというふうに記憶しております。

山田（一）委員　次に、ちょっと厳し目な御発言というか、うちの会派にいた議員がちょっと厳し目に言った文字というかがあるんですが、実は私は、放送があって、ちょうど議場に向かう中でちょっとそのようなやりとりがあった中で聞いているような感じでいたのに、そういう認識は私は持たなかったんですが、ちょっと強い口調ではあったのが、まあ、聞こえましたからね、そのことも含めて、この報告書は、御自身の、これ、筆跡でお書きになったんでしょうか。

水岸証人　もちろん私が自分で書きました。

山田（一）委員　次に、ここに書いてある内容が、たまたま先ほど言った、ちょっと大きな声が出た部分と、桜本議員と私の議員のことが両方書いてあるんですが、それは私たちが移動した時間差からいくと、同時にはこのことを認識、つまり、自分の目なりでは確かめられない。どういうことかということ、私たちは外へ出て議場に入った中で、多分水岸議員は、仮にこのやりとりを聞いていたとすれば、私たちが議場に入ったかどうかは自分の目で目視はできなかったんじゃないかというふうに思っているんですが、それについてはいかがですか。

水岸証人　私は控室の外におりましたので、後から、山田議員、そして、桜本議員はもう議場にいたという、情報で得たことであります。

山田（一）委員　私の質問は以上です。済みません。

土橋委員長　山田一功委員の尋問を打ち切ります。
次に、桜本広樹委員から尋問願います。

桜本委員　御苦労さまです。先ほども何で呼ばれたかわからないと証人お話しされましたが、私なんかも、何で権限がない、あるいは流会に直接関係ない証人が呼ばれたのかというものも非常にわからない中できょうお呼び立てしている状況の中で、全国初の流会となったが、流会についての考えを記入してくださいということの中で、先ほど、強い口調の方の御発言があったということと、前局長から促し制止されたけれどもと、制止されたと、さんが言ったことに対して局長が制止したというような御発言があったかと思うんですが、そこが非常に微妙なポイントになるところでありまして、それが例えば5時過ぎていたから制止していたのか、あるいは5時前だったのに行く必要がないよということは非常に大事なポイントになるかと思うんですが、水岸証人におきましては、その辺確実な、前だったよと、5時だったよと、5時過ぎだったよと、その時間的な御認識というのは今現在どんなふうにお持ちでしょうか。

水岸証人　私は5時過ぎていたか5時前だったのかというのは、時計を確認してないものですから、ほんとに微妙なところでありまして、5時過ぎてましたとは、5時前でしたということは、はっきり言って記憶がございません。以上です。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

- 桜本委員 それと、同僚議員といろいろなやりとりがあったということをごここに書き
した理由というのは、どんな理由からここに記入する経緯になったんでしょ
うか。
- 水岸証人 控室で、チームやまなしのほうへお世話になって、雑談の中で、お話の中
でそういった話をしたところ、ちゃんと正直にそういったことがあったとい
う経緯を書いたほうがいいんじゃないかという御意見もありまして、書く
ことと決めました。以上です。
- 桜本委員 それじゃ、チームやまなしに異動されて、その中の雑談の中でそういった
経緯を記入したほうがいいよということの流れの中で記入されたということ
と今受けとめたわけなんですけど、じゃ、その中で、このことについては、
水岸証人自身が、流会にかかわったような、前の会派の同僚議員とのやり
とりはそれに関係があったという御認識でしょうか。
- 水岸証人 いや、そういうわけではございません。
- 桜本委員 それでは、今現在、この流会について、証人としては何が原因だかとい
うことを、今時点ではどんなふうな考え、お気持ち、認識でしょうか。
- 水岸証人 私は今回の流会に関しては、公明党の安本議員、そして、共産党の小
越議員を除いた36人全員に責任があるというふうに思っております。
- 土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問願います。
- 中村委員 証人、御苦労さんね。いじめるつもりは全然ない。私どもは今回全国で
初めて県議会が流会になって、知事がああいうふうな判定の中で当初予算
を決めた。これは大変なことなんです。その流会に、どういう理由で流
会になったということを我々はこの特別委員会の中で精査していること
であるので、その辺のことは十分証人も承知していると思います。
その中で、やりとりの中で、これは真実が書いてあると思うんですよ。
これは誰かに書かせたんじゃないんだ。やりとりの中で、恫喝の騒ぎの中
で、議会が開かれなかったということはみんなわかっている。それをこ
こでこういう形の中で水岸証人が書いてくれた。それを皆さんが、実
際どうなんだろうかと聞いてみたいということで水岸さんと呼ばれた
話であって、水岸さんに対して、こんなことを書いたらとんでもねえ
とか、こんなことはなかったんじゃないのかと、そんなことは誰も
思っていないので、その辺のことは真実に基づいて、ここへ私は書
きましたということについての答弁をいただきたいと思
います。
- 水岸証人 その発言があったときは、私もトイレに行って出てきた直後でした
ので、そういう、ちょっと大きな声が聞こえたので、びっくりして
耳に焼きついているわけですが、それが流会の原因になったかどうか
ということに関しては、想像でものを言うわけにはいきませ
んけれども、一応そういう発言があったことは事実であります。以上
です。

中村委員 ということは、こういう騒ぎの中でこういう発言があったということは事実だということですね。これは水岸証人だけじゃなくて、ほかの方からも実はそういうことは聞いておるんですが、文章でこういう形で書いていただいたのが水岸証人だというふうなことで、我々は聞きたいと。そして、事務局の中でも、水岸さんと同じように、そういうふうなことでとがめられたというふうな発言をされていることも事実なんですよ。そのことについて改めて確認をさせていただいたということです。

それから、もう1つは、ある議員が控室に戻るよというふうな声を出したというふうなことなんですが、それはいかがですか。

水岸証人 はい、そのようなこともありました。以上です。

中村委員 ということは、いずれにしても、議会再開に向けての努力をすることに対して、もう少し議員全体、また議長がどこにいたかということは明らかに控室にいたということもわかっているわけですよ。ですから、議長、副議長がそろって議会再開に向けて、時間だから始めようという意気込みがあれば、こういうふうなことがなかった。ところが、再開に対するそういうふうな気持ちがないから流会になったということなんですよ。そのことについてはどうですか。そういう、議長、副議長、動きがありましたか。その辺はどうですか。

水岸証人 そのような言動はなかったように記憶しております。

中村委員 ありがとうございました。なかったということだというふうに思います。あとは、私どもそれぞれ各先生、証人の方の意見を聞いた形の中で総合的に、このようなことが今後山梨県議会はもちろんのこと、全国でこのようなことは決して起こしてはならないということは、我々議員としても改めて認識をしていかなきゃならないというふうに思っています。証人、いかがですか、その辺は。

水岸証人 私も、先ほど申し上げたとおり、議員36人全員に責任があるというふうに思っております。私自身もっと地方自治法を勉強していれば、周囲に促し、このような事態は避けられたのかなというふうに深く反省をしているところであります。以上です。

中村委員 水岸証人は、責任を感じておるというふうな発言をいただきましたので、ほっとしています。ところが、前々の質問の中で、副議長は、責任は全員があるとはいっても、議長、副議長としての責任はどうなんですかということに対する証人としての発言があやふやだったということで、新聞報道の中で、果たしてそういうことはどうなんだろうかなというふうなことが実は一部ささやかれておったということに対して、県民も、議長、副議長の責任というのは、一般議員ももちろんこれは重要な責任もあるけれども、もう少し自覚を持って議長、副議長はそういうことに対する責任問題はちょっと違うんじゃないかというふうな発言もあったと思うんですが、それはいかがでしょうかね。

水岸証人 私も、議長も議会再開に向けて行動すべきだったというふうには思っております。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録(平成28年8月9日)

中村委員　　そういうことで、私どももそういうふうに思っていますけれども、ぜひそういうふうなことで、よろしく、委員長そういうふうに、しっかりやっていただければというふうに思っています。以上です。

土橋委員長　　中村正則委員の尋問を打ち切ります。
以上で、水岸富美男証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことに御苦労さまでした。証人は退室をお願いします。

(証人退室)

土橋委員長　　暫時休憩いたします。再開は午前10時40時といたします。

(休憩)

土橋委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、証人に入場していただきます。

(証人入室 着席)

(委員長起立)

土橋委員長　　証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ、本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

(委員長着席)

土橋委員長　　それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

(証人起立)

証人　　、住所は　　、生年月日は
、職業は　　です。

(証人着席)

土橋委員長　　証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問す

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

る場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これに該当するときはその旨お申し出を願います。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影については、ここまででお願いします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたします。

（出席者全員起立）

土橋委員長 宣誓書の朗読をお願いします。

証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

土橋委員長 御着席を願います。
証人は、宣誓書に署名、捺印願います。

（署名捺印）

（委員長確認）

土橋委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約30分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会在暫時休憩となつてから午後5時までの間どこにいたのかお聞かせください。

証人 休憩後、まず自分の部屋に戻りました。その後しばらくして、局長より部屋

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

に来るようにと、これから打ち合わせをするので連絡等は取り次がないようにと言われましたので、そのようにいたしました。局長室のほうで対応を考えていたところ、5時前に課長補佐のほうから、議運の委員長から連絡があったという報告を受けました。そこで、局長に、委員長から再開の確認ができれば、すぐそのまま再開しますと言ってその場で局長の了解を得て、局長室から委員長の控室に向かいました。委員長の控室では、委員長から放送の確認を得ることができましたので、すぐ課長補佐のほうに再開放送を指示しました。私はその後局長室に戻ろうとしましたが、自由民主党の部屋にいるかもしれないと思って部屋に入ったところ、先生方がたくさんいましたので、すぐに議場に入ってくれるようお願いをいたしました。以上です。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。
次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
大柴邦彦委員から尋問願います。

大柴委員 御苦労さまです。先ほどの暫時休憩後の議会事務局長室において行われたとされる幹部さんの協議についてまず伺いますけれども、本会議が、先ほど、暫時休憩になってからは、議会事務局の局長室にいたと今おっしゃられたんですけども、それは事務局長室にいたのは何時までいたんですか、そこに。

証人 時間的には4時ぐらい、4時前ぐらいだったと思うんですけども、終わりの時間は、私は、課長補佐から報告を受けてすぐに部屋を出したというところで、そのときにはまだ3人の方はそこに残っておりました。出た時間については、はっきりは覚えていません。5分前かもう少し前だったかとか、ちょっとはっきりは覚えておりません。

大柴委員 今のは5時5分前ぐらいということですね。

証人 そうです。そのとおりです。

大柴委員 わかりました。そのときなんですけれども、事務局長室にいたのは、当時の役職名でいうと、前局長、そして、今の現局長、そして、さんと、あと、議事調査課統括課長補佐、この4人で間違いありませんか。

証人 間違いありません。

大柴委員 そのときに協議されていた事項というのが、再開された場合の次第書、そしてまた、催告の方法の2つと伺っているわけですけども、それについて間違いありませんか。

証人 間違いありません。

大柴委員 ほかには何にも話をしなかったということですか。

証人 覚えているのは主にその2つです。

大柴委員 もう一度済みません、しつこくて申しわけないですけども、流会の話はな

かったということですね。

証人 その場で、このまま5時を過ぎれば流会になるという認識はありましたので、多分このままだったらそうになってしまうという話はあったと思います。

大柴委員 じゃ、そのときには誰からも、それについて対応しようと、どういうふうにしようという話も全然なかったということですか。

証人 部屋にいたときは、局長のほうより、議員が退席をしてしまったと。それから、その退席をした3つの会派で代表者が、議長が辞職しない限りは議場に帰らないという記者会見をしたと。それから、今、執行部のほうが調整に回っていると。ですから、ここに連絡が再開になったら来るはずだと。そしたらすぐに再開できるように準備をしとけということでしたので、そのようにしておりました。

大柴委員 じゃ、皆川議会運営委員長が2度議会事務局の職員に対して議長との面談を申し込んだと証言をしているわけですがけれども、その協議中の最中、事務局の職員から議会の運営委員長からの伝言が伝わってはきましたか。

証人 5時前に課長補佐から連絡を受けたのが初めてです。

大柴委員 2回と委員長は言っているわけですがけれども、1回しかなかったということですね。

証人 何回か連絡があったということはその後聞きましたけれども、先ほど申しあげましたように、連絡は取り次がないようにという形で指示をしてありましたので、多分それはこちらに入ってこなくて、最初に聞いたのがその5時少し前だったということです。

大柴委員 済みません、何で取り次がないようにということなんですか。

証人 それにつきましては、ここに、そのような状況なので連絡が入るからという説明を受けておりました。

大柴委員 ちょっとそれもおかしい話だなと思うわけですがけれども、連絡があって皆さんは行動をとったと思うわけですがけれども、そのときの局長室のちょっと様子を教えてもらえますか。

証人 先ほどの出席催告とか再開に向けてということで、時間の経過とともに当然対応が変わってきます。出席催告は当然全員にしなきゃ無効ですので、その催告の仕方とか、もう2鈴は無理だから1鈴だけだとか、一応そういう話で時間の経過とともに対応を考えていたということです。

大柴委員 さんは一生懸命再開に向けて努力をしていただいたというように私も思っているわけですがけれども、その伝言について、前議会事務局長からどのような皆さんは指示を受けていったんでしょうか。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

証人 課長補佐からは私が直接聞きましたので、その場で部屋にいる局長のほうに、委員長より連絡があったので、再開放送の確認できたらすぐ放送を入れさせてくださいという形で了解を得たということです。

大柴委員 じゃ、前局長からは、こういうようにしなさいよというような指示は全然なかったということですね。

証人 とにかく間違いなく対応できるようにという指示と、それから、その場ではすぐに、再開に向けてはすぐにこのような行動をしろということで了解を得てあります。

大柴委員 ありがとうございます。じゃ、最後に伺いますけれども、やっぱり局長からはやはり議長にすぐ言わなければならないと思うんですけども、議長にはそれを伝えたようですか。

証人 私は部屋を出てからずっと先ほどのような行動をとっていましたので、局長がその後どうされたというところはちょっとわかりません。

大柴委員 ありがとうございます。

土橋委員長 大柴委員の尋問を打ち切ります。
次に、山田一功委員から尋問願います。

山田（一）委員 御苦労さんでございます。実は大柴委員が質問したところをもうちょっと深掘りをさせてもらいたいんですが、課長補佐から連絡があってということで、証人は直接議運の委員長に会ってはいないということですか。

証人 はい、会いません。控室に行って初めて会ったということです。

山田（一）委員 控室というのはどちらの控室ですか。

証人 一応その報告を受けて、私がこれから議運の委員長に会って、再開放送を確認したら放送をすぐに入れますという了解をとって、委員長の控室に行った。そこで委員長から再開放送の確認をとって、すぐに放送を指示したということです。

山田（一）委員 委員長の控室というのは、議運の委員長の部屋なのか、議運の委員長の所属する会派の控室、どちらでしょう。

証人 所属する会派、自由民主党山親会の控室です。

山田（一）委員 もう1点、うちの会派に来てのことで、ある議員がここに記載があって、先ほども言葉が出たんですが、恫喝をしたというような記載があって、私もその同僚議員の名誉を守るというか、大きい声が聞こえながら私も議場のほうに向かった記憶があるんですが、ちょっとその恫喝という言葉はいろいろな意味が含まれるので、御自身が直接言われたんですが、そういう御認識はあったのかどうかだけ確認して最後の質問にいたします。

証人 恫喝とは感じませんでした。ただ、大きな声でしたので、驚いて、そこで発言をやめたということです。

土橋委員長 山田委員の尋問を打ち切ります。
次に、永井学委員から尋問お願いします。

永井委員 御苦労さまです。私は午後5時前後の 証人の行動について主に何点か伺いたいというふうに思います。
放送がかかったと言われている午後4時55分ないし58分過ぎから、流会になってしまうまでの 証人の行動を今思い出せる範囲でもう一度詳しく教えていただけますか。

証人 控室で委員長から再開放送の確認を得て、そこにいた課長補佐にすぐ放送を入れるように指示しました。その後、私は局長室のほうにすぐ電話をしたんですけど、何回か電話してつながりませんでしたので、すぐ局長室のほうに向かいましたけれども、途中で自由民主党の控室にいるかもしれないと思って、部屋に入ったということです。

永井委員 ということは、放送を指示して流会に至るまで会派自由民主党の控室にいたということで間違いありませんか。

証人 はい、間違いありません。

永井委員 水岸議員は質問票の中で、会派自由民主党の控室にあなたがいらっしゃって、議員に対し、議場へ入るように嘆願したというふうに回答をされていますが、これは間違いありませんでしょうか。

証人 間違いありません。

永井委員 議員に議場に行くように嘆願した行動は、誰かの指示だったのか、それとも、自分の意思で行ったものなのか、どちらでしょうか。

証人 私の指示で、もう入っていただかないと流会になりますので、お願いいたしました。

永井委員 では、その行動は、 証人がどのような考えによるものだったのでしょうか。

証人 まだ全然議案が1つも可決されていない状況ですので、流会はとにかくなつては困るということなので、すぐに入っていただくようお願いしたということです。

永井委員 そういう思いの中で嘆願をされたということで、議場へ入るように促したときの状況を思い出せる範囲で結構ですので、その状況、どういう状況だったのかお答えいただけますでしょうか。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録(平成28年8月9日)

証人 部屋に入ってとにかく、議場のほうに入ってくださいとお願いをしました。そこで、もうやめるようにということでしたので、そちらを向くと、局長のほうでもうやめるんだということでしたので、いや、そんなことはなくて、先生たちに入ってくださいと言ったら、時計を見ろと言われました。時間が過ぎているから時計を見ろと言われました。で、時計を見たところ、もう時間が過ぎていると。ちょっと時間は覚えていませんけれども、そこで、ああ、もう時間が過ぎていると思いました。ただ、そこで終わってしまうと流会になってしまいますので、そのまま先生たちに議場に入ってくれるようお願いいたしました。

永井委員 ということは、今、時計を見ろというふうに言われたということなんですけれども、それは 前議会事務局長に指示を、そういうふうに、時計を見ろというふうに言われたのでしょうか。

証人 そのとおりです。

永井委員 最後にもう1つだけ。そのとき、覚えていたら結構なんですけど、石井議長はその会派の控室にいらっしゃいましたか。

証人 はい、顔はちょっとお見かけしました。ただ、私がいた時間ずっといたかどうかはちょっと記憶にありません。出入り口が2つありますので。ただ、見たことは見かけました。

永井委員 以上です。

土橋委員長 永井学委員の尋問を打ち切ります。
次に、桜本広樹委員から尋問願います。

桜本委員 じゃ、私は主に証人から、放送を入れたこの指示までのことをちょっとお聞きしたいと思います。先ほど皆川委員長のほうから放送の指示を入れるということの話の中で、その前には、時間も時間だから1鈴だけというような話も出ましたが、ちょっと皆川委員長から、議運の委員長から指示を受けてまでの流れをちょっと説明していただけますか。

証人 1鈴を省くとかそういうのは事務局内で話をしていたことで、そうしますと、5時前に議運の委員長から連絡があったという報告を受けましたので、私が控室のほうに行きまして、再開を申し上げてよろしいですかというようなたしか趣旨だったと思います。そしたら、すぐに再開するよということでしたので、放送を入れました。議長とかに了解をとらずに入れたというのは、出てくる前に一応局長より指示というか了解を得ておりましたので、すぐにそのまま指示を出しました。

桜本委員 ちょっと今の、大事なところなんですけど、皆川委員長から山親会の会派の中で、控室の中で指示を受けたと。ちょっとそれはもう1回確認してください。もう1回証言してください、時系列で。じゃ、局長が云々と言ったんだけど、局長……、その辺ちょっと説明してください。

証人 局長とは2階の局長室での会話になります。皆川先生から連絡があったということの報告を受けましたので、皆川先生のところへ私は行って、再開放送を確認しますということを局長に言いました。ただ、もう時間がありませんでしたので、そこで確認がとれたらそのまま放送を入れますという形で局長から了解を得たと。局長のところですね。その後すぐに控室に行って、今度は皆川先生に会って、再開放送いいですかと言ったら、いいということで、そのまま放送を入れたということです。

桜本委員 皆川議会運営委員長の、再開するから放送入れてくれということと、議長に対する、じゃ、議運の委員長、皆川さんと議長の関係というのは、誰が、じゃ、そこを始めますよという、現実問題はどのようなふうなつなげ方をしたんですか。

証人 議長へは局長のほうで了解をとってくれたかどうかわかりませんが、私の段階ですと、もう皆川委員長から了解をとった段階で放送を入れなければとても間に合わないと思いましたので、局長に、皆川先生の了解をとったらそのまま放送を入れますという形で了解を得て、控室に行きました。そこで了解もとりましたので、放送を入れたということです。

桜本委員 というのはですね、皆川議運の委員長からの放送入れろということは、この証人の中で初めて出てきた問題なんですよ。今までは、議運の委員長が、議会議務局の数人の中の補佐か何かによりとりをしていたという情報は、証言は得られましたがけれども、初めて、議運の委員長から、皆川委員長のほうから指示が出たという証人からの発言というのは、一番この中では新しい証言なんですね。ですから、この辺のことはやっぱり明確にしていただかないと、これが勝手に議長とも関係なく、皆川委員長の指示のまま流してしまったのか、議長は全く知らないのか。あるいは、局長がどういう、それを間を持たなきゃならないのを局長がしなかったのかということにつながるんですが、証人としては、そのお立場としてどのような中で、憶測じゃ困るんですが、その辺どんなふうな頭でいたんですか。

証人 皆川先生から再開放送を入れろというような連絡を課長補佐から受けたわけではありません。皆川先生のほうから連絡があったということを課長補佐から受けましたので、そのまま皆川先生のところへ行って、どうするか、再開の確認をしようと思いましたが、そこからまた局長、議長を通じていたんでは間に合いませんので、その場で局長に、皆川委員長から再開放送の確認ができたならば再開をしますということでいいですねということで了解を得て、控室に行きました。ですので、その後、局長のほうで議長とどのような話をされたかというのはちょっと私のほうではわかりません。

桜本委員 山親会の中で放送を流すという中で、山親会の人たちは、放送が流れるんだという覚悟の中で放送を聞いたと思いますが、ほかの会派の方々に対しては、こういう放送が入ると、皆川議運の委員長から了解を得て放送を流すというのは、各会派のほうの連絡はどのようにされたんですか。

証人 しておりません。私のほうは、そこで確認をとりましたら、結果として、自由民主党の控室へ次に行ったということです。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

桜本委員 私たちも、おくれて入った微妙な時間帯、わからない、時間全くわからないんですが、山親会の中では、その中で放送を流すということがわかっているからすぐ議場には入ることは可能ですよね。ただ、ほかの会派、近いところ、遠いところ、会派の控室の大きさもあるんですが、その中でそういったことというのは失礼だなというふうに考えませんでしたか。ある程度、皆川委員長が議運をもう開いた中の判断だという思いで考えていたんですか。議運は開かれず、委員長の独断の中で流せという御指示だったんですか。

証人 もうあのときは5時少し前でしたので、会議は開いている時間はありませんので、議運の委員長の了解を得たら放送を入れますという形で了解を得て行動いたしました。

桜本委員 4人で局長室の中で局長、現局長、そして、さん、さんの中で、局長が退席・・・、あの各会派の準備が、了解ができなければ、再開はできないというような認識を持っていたと言っていましたよね、先ほど。ということは、皆川議運の委員長からの指示が出たということは、その辺、各会派が同意したということとされていたんですか。

証人 各会派の了解を得ていたかとかそこまでわかりませんが、委員長のほうがよければ、もう時間的にそこで放送を入れなければ時間がもうないということで、そのように行動いたしました。

桜本委員 ということは、全てを憶測の中で、ただ皆川議運の委員長が放送流せということの中の指示で動いたと、各会派の調整は全くわからない状態であったという証言でよろしいんですか。

証人 はい。各会派の調整はありませんでした。

（「それは議長のやることだ」と呼ぶ者あり）

桜本委員 そういうことじゃないんじゃないですか。皆川さんが独断で放送入れろなんて。

証人 放送が入れば、先生方は当然控室にいましたので。

桜本委員 以上です。

土橋委員長 桜本委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問願います。

中村委員 いいですか。順序が違っている、話聞いていて。まず最初やらなきゃならないのは、議長が代表者会議を招集すべきなんです。代表者会議を招集して、議会再開をしなければならぬと、どういうふうにしますかと、それをやったんですか、やらないんですか。議長やらないでしょう。そのことについて証人どうですか、呼びかけ。

証人 特にそのようなことはありませんでした。

中村委員 議長が代表者会議を招集していれば、議運の委員長が、議会運営委員の委員長ですから、再開に向けてこういうふうにしなさいという指示が出せると思うんですよ。その認識を議長を持ってないからこういうふうなごたごたした、みんな憶測の中の皆さん質問しているから、証人も答えるのが大変だと思うよ。大変。いや、ほんと、俺は同情するよ。それがちゃんと順序立てていけば、僕は議会の再開ができたと思いますよ。

それで、問題は、議長が流会を回避する必要があったと思うんだけど、それに対してどうなんだろう。議会事務局と相談なり、どういうふうにしたらいいかというふうなことは具体的には何もなかったのかな。その辺は証人、いかがですか。

証人 休憩後は局長室のほうに4人いましたので、多分そのような連絡は、やりとりはなかったと思いますが、ただ、携帯電話か何かで局長が、携帯がたしかあったような気がしましたので、そこら辺、誰とどのような話をされたかというのはちょっとわかりません。

中村委員 よくわかったような、わからないようなあれだけど、まあいい。それは当然だと思う。

僕は、議会を再開する、流会じゃなくて再開するのにどうしたらいいかという一番の責任を感じるのは、私は議長だと思うんですよ。その議長が何ら行動を起こさなくて、誰々の責任だ、誰々なんていうことは、僕は議論することはナンセンスだと思う。そうでしょう。やるべきことをやっていけば、質問は出ないわけですよ。議運の委員長が責任があるとか、誰が責任があるとか、これは当然あるかもしれない。しかし、その前にやるべきこと、代表者会議をきちっとやって、議会再開に向けて何とかしてくださいという立場をなぜ議長はとらなかったのか。これは議長が一番大きな責任問題ですよ。そうでしょう。

君が、だから、再開しなきゃ困るからということで議長のところへ行って話をしたら、どういういきさつがあったか知らないけれども、先ほどの証人の水岸君の話では、えらい恫喝的な発言があって阻止したような形がうかがえる。これも非常に、議会史上こんなことは初めてだよ。みっともない。全国に向けて、議会が再開できない、流会になったということは、これは誰の責任ですか。議会全体の責任かもしれないけれども、一番の責任は議長、副議長でしょう。それを事務局と会話をしなくて事を図ろうなんていうことはできないじゃないですか。証人も大変だと思う。君いじめるつもりはないけれども、努力していたことは認めます。ただ、こういうふうなことはあってはならなかったことだというふうに さん思いますよ、ほんとに、山梨県の県政史上。そのことに対して さんに一言いただいて終わります。

証人 再開に向け準備はしていたわけですがけれども、結果、このような流会になってしまったということで、事務局としても当然フォローが足りなかったということで残念ですし、反省をしております。

中村委員 ありがとうございます。

土橋委員長 中村正則委員の尋問を打ち切ります。

以上で、 証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことにありがとうございました。証人は退室願います。

（証人退室）

土橋委員長 暫時休憩いたします。再開は午前11時25分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（ 休 憩 ）

土橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、証人に入場していただきます。

（証人入室 着席）

（委員長起立）

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ、本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

（委員長着席）

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

（証人起立）

証人 でございます。住所は、
生年月日は、職業は でございます。

（証人着席）

土橋委員長 証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、

公務員または公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録(平成28年8月9日)

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出を願います。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方々は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたします。

(出席者全員起立)

土橋委員長 宣誓書の朗読をお願いいたします。

証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

土橋委員長 御着席願います。
証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(署名捺印)

(委員長確認)

土橋委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約30分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会在暫時休憩となつてから午後5時までの間にいたのかお聞かせください。

証人 休憩となつてから、まず執務室の自席に戻りました。しばらくしてから、局長から局長室に来るようと言われましたので、局長室へ参りまして、再開放送のあるまでは局長室にずっとおりました。以上でございます。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
山田一功委員から尋問願います。

山田（一）委員 御苦労さまです。 証人の議会の部分、議会の再開も含めた議会を運営する上での役割はどういう役割だったの、役職としての役割を聞かせてください。

証人 まず本会議ですけれども、当然、本会議には次第というのがありますので、次第によって進められるんですけれども、今回不信任とかイレギュラーなことがございましたので、そのときは当然議会運営委員会を開いて、その後本会議もちょっと流れが変わりますので、その辺は私のほうで整理をして対応しております。以上でございます。

山田（一）委員 今回証人として呼ばれた理由というか、特に私たちのほうでは特に申し入れはしなかったんですが、呼ばれた理由はどこにあるか御認識はありますか。

証人 まず今回私も、私の職務としては上司の指揮を受けて業務をやることなんですけれども、流会になった後、私も含めて局長室でその後の対応を協議していたということもございましたし、皆川委員長から課長補佐云々のことがあったんですけれども、それは私のほうで課長補佐に、取り次ぎはしないようにということを私も受けていましたので、そのことを伝えましたので、そのことも含めて私が呼ばれたものと理解しております。

山田（一）委員 そうしますと、先ほど、職務の中で、議会の運営に当たっては、通常はやはり議運の委員会が開かれてというところの、その確認だけもう一度お願いできますか。

証人 通常の流れでは必要ないですけれども、そのときも、その前に不信任動議が出されたりしたときもありましたし、そうすると、1回休憩をして、その後、議会の流れをどうするか、あるいは再開時間をどうするかということは通常、議会運営委員会で協議していただくということと承知しておりますので、私は再開に向けて議会運営委員会あるいは本会議の準備を進めておったところでございます。

山田（一）委員 そうしますと、その運営に当たっての、これ、議運なんですけれども、議運に対しては 証人としては何らかのアプローチをしたのかどうか、そこだけお聞きして質問を終わります。

証人 特に私のほうから皆川委員長のほうにアプローチはしてございません。以上でございます。

土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。
次に、久保田松幸委員から尋問願います。

久保田委員 御苦労さんです。私は先ほどから、暫時休憩の後は局長室に呼ばれて、幹部4人いたということですね。そして、私はおかしいのは、事務局は議長の補佐をする立場であると思うんですよね。時間が3時何分から5時前ぐらいは十分時間ありますよ。そして、 さんが書いた、再開に向けまして会議の時間の

延長あるいは再開に対応する書類をつくっていたと。もう型があって、それは、入れろばそんなもの、10分ほどあればできるものであって、今までも議長不信任案が出て、暫時休憩で時間がたてば、ある程度、議長が招集でベルが鳴って、事前に防げていたんですよね。何で幹部が4人もいて、流会がだめだめとって、それで、事務局長の言葉気に入りませんよね、そのような権限がありませんなんて、とんでもないことですよ。だって、事務局長として議長と相談すべきだったと。相談ならもっとできるじゃない、時間内で。なぜそれ、4人いたんですから、アドバイスなり、どう思いますか。

証人 そのときは局長が、その4人の中で、まず退席された3会派の方々が、議長が辞職しない限り議場に戻らないことを言っていると。そういう状況の中で、執行部が再開に向けて回っているということ聞きまして、その後そういうふうな流れになれば、すぐにできるようにということで、私は次第のほうを整理していたということでございます。

久保田委員 我々のチームやまなしも、議長なんてやめんでもやめても構わないんですよ、我々は。ただ、今言うには、我々会派の、議長が、今いる、石井議長がいるから、その会議は出ないよなんていうことは1回も言ったことありませんよ。誰から聞いたですか。

証人 それは局長からそのように言われました。

久保田委員 局長ここにいないからわかりませんけれども、いずれにしても、事務局も怠慢だった。そうでしょう。今までは多分スムーズに来て、流会なんていうことは、5時になって流会、これで初めてわかることで、その前に準備をするべきですよ、事務局。それどう思いますか。

証人 先ほど言いましたが、私の立場としては、そういう流れになるように次第の準備をしていたところでございます。

久保田委員 じゃ、いわゆる指示、事務局長が一番悪いということですね。議会の、我々の議員は議長と、そんなように感じますね。普通、事務局がそれをやるべきですよ。まあいいや。何回も言ってもしょうがないよね。やるべきだと思いますよ。

それで、議運の皆川委員長が、2度か3度連絡したら、今、会議中って断られたと。何で受け入れなかったのかなと。それ、どういうことですか。

証人 それは上司からそのように指示を受けて言ったものでございます。

久保田委員 上司というのは局長ですよ。局長は怠慢ですよ。そんなの、一番悪いですよ。あといいです。終わり。

土橋委員長 久保田松幸委員の尋問を打ち切ります。
次に、桜本広樹委員から尋問願います。

桜本委員 証人は、局長室で再開の放送まで執務室で4人で会議をしていたという、そういった証言だったんですが、皆川議運の委員長とは電話等のやりとりとい

うことですか。その辺、いきさつはどうなんですか。

証人 何回か電話が来たというのは事実だと思うんですけども、直接私どもが4人いたときは、5時少し前に担当の課長補佐が直接事務局長室に来まして、それで、課長が議運の委員長のところに赴いたという状況でございます。

桜本委員 ということはやっぱり放送前のぎりぎりの動きだったということなんでしょうか。

証人 皆川先生のところに行ったのは、5時少し、ちょっと時間は正確には覚えていませんけれども、5時少し前だったと記憶しております。

桜本委員 皆川委員長からの接触というのは何か二、三回あったって。これ、大事なことなので、大体おおむねどのぐらいで、接触があったって、電話の内容はあったんですか。

証人 先ほど申し上げました、私どもが局長室に執務室から呼ばれたときに、4人で今後に向けて協議をするからということで、問い合わせ等は取り次がないようにということを示唆を受けましたので、私もその指示を課員に伝えました。ですので、課員はその指示に基づいて行動していたということであると思います。

桜本委員 ただ、一般的には、皆川委員長のほうから接触というか何かあれば、担当の事務局員というのは動かざるを得ないんじゃないですか、形態としては。何か御用ですかとか、どんな内容ですかということについては。

証人 私も、先ほど言いましたように、局長から、取り次がないように課員に伝えるという指示を受けましたので、その旨課員に伝えたとところでございまして、課員は私が伝えたとおりに動いていたと思います。そうはいても、5時ぎりぎりになったという時点で、もう今後のことを考えると、ということで課長補佐が直接局長室に来たものと思っております。

桜本委員 課長補佐が局長室に来てという、今、ことなんですけど、時間的には、放送を入れる前、その時系列がちょっとわからないんですが、さんは、山親会の控室のほうに皆川さんの指示を受けに、要するに、放送を入れるような指示を受けるといって山親会の会派の控室に行ったと。その前に、その方は局長室に来たということですか。その時系列がちょっとわからないんですよ。

証人 皆川委員長からまず、執務室のほうには何回か連絡があったんだと思います。5時ぎりぎり、5時ちょっと前になって、このままではもう流れてしまうということで、課長補佐が直接それを伝えに事務局長室のほうに来ました。それに基づいて課長が皆川委員長のところに飛んでいってといいますか、再開放送、もし皆川委員長と話をして、皆川委員長の了解が得られたら放送入れますよということを局長の了解を得て、皆川委員長のところに向かって、課長が皆川先生と多分お話をされて、放送に至ったものと承知をしております。

桜本委員 そうなってくると、非常に読み方がまたちょっと見えなくなるんですよ。

今までの新しい時間の流れが出てきましたので。その中で、さんが皆川委員長、要するに、山親会の控室に赴いたというのは、局長室から出たというのは、大体おおむね何時ごろなんですか。

証人 ちょっと正確にはちょっと記憶をしておりませんが、それはもちろん5時にはなっていない段階です。

桜本委員 そうなってくると、一般的には、再開に向けて皆川委員長が動き始めたぞということについて、各会派に対する連絡と、あるいは議長に対する動きというのは誰が本来伝えるべきで、何でそういう動きをされなかったんですか。

証人 時間も5時ぎりぎりという状況の中で、課長も皆川委員長のところに飛んでいきましたので、皆川委員長の指示を受けて、指示というか了解を得て放送を入れたんだと思います。通常であれば、議長への取り次ぎについては、局長のほうでということになるかと思いますが、その辺、課長と皆川委員長の了解を得て放送した後、議長と局長とのやりとりについては私は承知をしておりません。

桜本委員 じゃ、各会派に対してのことというのは、こういう流れが起きていますよということは、通常誰がするんですか。

証人 通常ですと、議会運営委員会が開かれて、再開等の時間がそこで議会運営委員会で決められますので、そこで議会運営委員会で決まったところで、すぐ1鈴、2鈴の何時にやるかという放送を入れますので、通常はそういう流れで行っております。ただ、今回はそれが時間の都合もあってできなかったということだと思いますが、通常は議会運営委員会で再開時間が決められて、それで、放送を流すというのが通常の例でございます。

桜本委員 それでは、証人は、そういったことに備えて、議事と議事運営というようなものを用意しておくのが、さっき、自分の仕事だというようなことを言われておりましたが、どんなふうな、時間ぎりぎりの中で、どんな対応を余儀なくされていたんですか。

証人 まず私は休憩となってから、さっき申したように、執務室の自席に戻りました。まず再開に向けては、想定されるのは、議会運営委員会を開いて、その後の議事をどうするか、あるいは再開時間をどうするかということを決めると。その後、それに基づいて本会議の流れが、議会運営委員会の協議事項に基づいて本会議の流れが決まりますので、その次第を私がまず自席で整理をしておりました。それをつくったものを、すぐ再開できるようにということで4人の中身を協議をしていたということでございます。

桜本委員 議会事務局も限られた人の中で動くわけなんですけど、がっとなんかそういうふうな動いてくると、例えば議長を迎えに行かなきゃならない、あるいは各会派の中でそれを承知しているのかどうか、じゃ、時間的にはどうなのか。例えば今回は1鈴、2鈴というようなものがないので、そういったことを放送の中で、あるいは言葉の中で、急いで議会の中に集まっていたかといけませんとか、そういうふうな指示というか考え方というのはなかったんでしょうか。

証人 ちょっとその辺の時間的な、私も放送が鳴った後すぐ例えば本会議をされれば、議長の議長席に次第もセットされない状況ですので、私も自分の次第の、まず自分の席で次第を取りに行ったりとか結局そういうことをしていて間に合わなかったんですけども、そういうこともありましたので、イレギュラーな状況の中で全会派にそのような連絡をとるというふうなことはできなかったということでございます。

桜本委員 じゃ、確認なんですけど、証人も何年か議会事務局やっている中で、あの状況の中で自分が動ける範囲の中でやったけれども、最終的には自分の仕事自身も間に合わなかったというような動きだったんでしょうか。

証人 次第自体はでき上がっていたんですけども、それをセットするまでは間に合わなかったということでございます。

桜本委員 ありがとうございました。

土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問願います。

中村委員 証人御苦労さんですね。いじめるつもりはありません。私ども二度とこのような形は残したくない。全国に先駆けていいことじゃあいいですよ。あまりいいことじゃない、不名誉な、全国に先駆けてなんていう記録はよくない。議会事務局が努力したことはよくわかっている。ただ、私は、議運の委員長がどうのこうのより、議会を正常化しなきゃならない、議会流会を避けなきゃならない、それは議長のやるべきことなんですけど、議長は具体的にどういうふうにしたらいいかという相談があったんですか、事務局に。全然何も言わなくて、ただ控室に座っていただけですか。そこが大事なことなんですけど、その辺はどうですか、証人。

証人 そのことで議長と話をしたという事実はございません。

中村委員 ありがとうございました。そこが大事なんですよ。
それでもう1つ確認をしたいのは、議長は流会を回避する必要があったというふうに思えますか。それについてどうですか。

証人 当然あったというふうに思っております。

中村委員 それだけ石井議長が思っているのであれば、この流会は避けなきゃならない。議会を正常化しなきゃならないということは、誰よりも一番責任を持って対応しなきゃならないことだと思うんですよ。それをやらなかったということは、これ、誰の責任じゃない。議会に対する全体が、議長に全部、我々はそのために議長を選んでいるわけですよ。副議長を選んでいるわけです。その方たちがそういう努力もしない、そういう動きもしないということに対しては、これは大変なことなんですよ。だから、今回こういうふうな百条まで開かれて、それぞれ皆さん方の意見を聞くというふうな形になったわけですが、さんとして、議会事務局としてこれは二度とこういうことは繰り返したくないという

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

ことは十分肝に銘じているとは思いますが、私は今回のこの動きの中で、議会事務局として反省点として、こういうことをすべきだったなというふうな反省点があったら言ってください。なかったら結構です。私の質問は以上です。

証人 今回の百条委員会につきましては、流会が原因ということで百条委員会が開かれているわけでございます。私の立場としては、先ほども言いました、上司の指揮を受けて業務に当たっているということで、準備なりは努めていたところでございますけれども、結果として流会になったということは、当然流会というのはあってはならないことだと思っておりますし、それを避けるために事務局としても調整といいますか、避けるような動きをもっとすべきだったということは考えているところでございます。以上でございます。

中村委員 ありがとうございます。

土橋委員長 中村正則委員の尋問を打ち切ります。
以上で、証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことに御苦労さまでした。証人は退室願います。

（証人退室）

土橋委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（ 休 憩 ）

土橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、証人に入場していただきます。

（証人入室 着席）

（委員長起立）

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ、本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

（委員長着席）

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

（証人起立）

証人 _____ です。住所は、_____ です。生年月日は _____ です。職業は _____ です。

（証人着席）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

土橋委員長

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、
公務員または公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出を願います。

これら以外の場合は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いをいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方々は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたします。

（出席者全員起立）

土橋委員長

宣誓書の朗読をお願いします。

証人

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

土橋委員長

御着席を願います。

証人は、宣誓書に署名、捺印願います。

（署名捺印）

（委員長確認）

土橋委員長

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願い申し上げます。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約30分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間にいたのかお聞かせください。

証人 休憩後は、議会事務局長室にいました。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。
次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
渡辺英機委員から尋問願います。

渡辺（英）委員 御苦労さまです。あつてはならない前代未聞の2月定例会の流会ということでございまして、山梨県議会にとりましても取り返しのつかない大変なことをしてしまったなという反省の上に立ちながら、幾つか伺っていきたいなと思っております。

本会議が暫時休憩になって、あなたは事務局長室にいた、このように回答されておりますけれども、これは間違いありません。

証人 はい、事務局長室にいました。

渡辺（英）委員 いつまで、最後の時間いたのは、何時までそこにいたのでしょうか。

証人 時間のほうは承知してないんですが、放送が入るときまではありました。放送が入ったときに議場のほうに向かって出ていきましたので、そこまではありました。以上です。

渡辺（英）委員 放送が入るまではいたということですね。局長室にいたのは、前 事務局長、それから、あなた、証人、 議事調査課長、 議事調査課総括課長補佐の4人ということになっておりますけれども、これは間違いありませんか。

証人 その4人で間違いございません。

渡辺（英）委員 報告書等でも出ておりますけれども、そのときその4人で協議されていた中身と事項については、再開された場合の次第書、それから、催告の方法、この2つと聞いているんですが、これには間違いありませんか。

証人 おっしゃるとおりで、再開後の次第書の確認、あと、出席催告の手續等の確認をしておりました。

渡辺（英）委員 2つのことということですがけれども、これ以外に、再開に向けてとか流会阻止とかいろいろなことが想定されていると思っておりますけれども、お話の中身というのはありませんでしたか。

証人 局長のほうから、退席して休憩になったということ。あと、今の議長のもとでは議場に帰れないということでの趣旨の3会派があって記者会見したということは聞いておりました。かなり調整が難しいなという思いを持ったんですが、ただ、そのときに執行部のほうでも再開に向けたお願いを各党会派回っているということも聞きましたので、それを待っていたという状況はございました。

渡辺（英）委員 今回の議長のもとでは再開できないというような、そういうふうな理解でいいのかな。それは、正式に誰がどういうふうに言ったのかとか具体的なお話はされたんですか。何となくそんなような雰囲気だということですか。

証人 ただいまの話は、局長からそういうふうな話を聞いたということでございます。

渡辺（英）委員 御自身が誰が正式に発言したかと確認しないで、局長から聞いたと、こういうことでよろしいですか。ちょっと返事をしてください。

証人 そのとおりです。

渡辺（英）委員 このほかに、動きの中に、皆川議会運営委員長のほうから何回かにわたって、2回だとか3回とかいろいろな話がありますけれども、複数回にわたって事務局のほうへ議長と面談をしたいと、そのような申し出があった。したという、こういう報告がありますけれども、この皆さんが4人である中に、委員長からそういう電話、伝言があったとかそういうふうな連絡はありましたか。

証人 後からの話で、2回ばかり途中であったということは聞いたんですが、そのときにはありませんでした。

渡辺（英）委員 実に不可解な話なんですけど、後からというのはいつのことを言っているんですか。

証人 済みません、言葉が足りなかったんですが、5時近くになって委員長からの連絡ということで職員が参りまして、そこで初めて承知したという状況でございます。

渡辺（英）委員 ということは、5時前に聞いたんですね。その聞いたときよりさかのぼって前に委員長から連絡があったと、こういうことですか。

証人 私の承知している限りでは、5時前の最初のものが初めてだというところで承知をしました。その前は、だから、承知はしてないです。

渡辺（英）委員 ちょっとさっきの答えと違うなと思うんですね。さっきは後から聞いたと言っていました。今は、5時ちょっと前だと言っているんですけれども、どっちなのでしょう。

証人 後からというのは、こういう調査がやりとりした後でという意味でございます。

して、そのときの「後で」という意味じゃありません。済みません。言葉が違ったら申しわけありませんでした。ですから、そのときの流れ、当日の話を見せてもらえば、一番最初に承知したのが、5時前の職員が局長室に来て伝えたのが、それが最初だと思っておりました。

渡辺（英）委員 わかりました。ほかの職員の証言の中には、何回か委員長から議長に会いたい、面談の申し込みがあった。だけれども、局長が取り次がないというようなことを言われて取り次げなかったという証言もありますけれども、そのことは聞いてますか。

証人 一番最初のときに局長が、打ち合わせをするので取り次がないように、連絡取り次がないようにということは指示されたところは、ちょっとうる覚えですが、記憶があるような気がします。

渡辺（英）委員 取り次がないように指示はあったと、こういうことだと思いますね。それで、そのとき局長室では、流会直前まで動きの中に、議長からも話がなかった。副議長からも話がなかった。いろいろなところが流会阻止に向けて動きがなかった。自分たちではどうしようと思っていたのか、その考えがありましたか。流会回避の動きということではどうですか。

証人 そのときの状況を考えてみますと、前に局長から、3会派が、もう戻らない。今の議長のもとでは議場に戻らないという記者会見をしたということを知っておりまして、そういう中でも執行部が再開をお願いして回っているような状況もありまして、それを待っていたという状況以上の考えはちょっとそのときには思い浮かびませんでした。

渡辺（英）委員 事務局としては少しおかしいのかと思うのは、執行部にお任せするのではなくして、事務局でいつも議長と一緒にですから、議長と各会派を回ってということが先決だと思うんですが、そのことについてはどんなふうに考えていますか。

証人 そのときの状況と違って申しわけないんですが、今考えてみると、やはりそれはすべきだった。事務局としてはそうすべきだったという感想を持っています。済みません。

渡辺（英）委員 以上です。

土橋委員長 渡辺英機委員の尋問を打ち切ります。
次に、山田一功委員から尋問願います。

山田（一）委員 御苦労さまです。まずその記者会見ということは、私たちも記者会見までして、議場に戻らないというか、今の議長のもとではできないということは、記者会見までしたとは私も知らなかったんですが、それは何時ごろ、時間でいうと何時ごろ、そういう、わかったというか、知ったんでしょうか。

証人 済みません、はっきりした時間的なものはちょっと覚えてないんですが、局長室へ4人で入った後だと思えます。後でした。

山田（一）委員 これまでの証人の方々のお話を聞いてくると、時系列でいうと、3時32分に休憩が入り、その後ずっと時間が過ぎて、4時30分過ぎ、半過ぎごろから、議運の委員長が担当の職員を呼んで、2度ほど、議長に会いたいと言ったのか、ちょっとその辺はあれですが、再開に向けての何らかの行動を起こしたように聞いておりまして、その間に、新聞報道も含めてなんですが、4時45分ごろ、執行部が各会派に回って御説明して、予算を通してもらいたいというような意味の発言をされたときにも、やはり今の議長のもとではできないような回答もあったようなことがありまして、それが4時45分ごろだと思えます。

そして、きょう新たにわかった事実は、4時58分ごろかその近辺に、私たち普通に放送が入ったと思えば、それは議運の委員長の了解をとって、あるいは議運の委員長の指示だったかちょっと、放送が入ったのはもちろん私たちも知っているわけですが、そのことがきょう新たな事実で、議運の委員長の了解をとって再開の放送が入ったということをきょう新しい事実として私たちもわかったんですけれども、その経過、半過ぎ、45分ごろ執行部の話があって、そして、58分になるわけですが、執行部が回った時間というのは少なくとも40分ごろは過ぎていたようなんですけれども、その回っているという情報はどこかでお聞きになりましたか。

証人 事務局長室におりましたので直接私は見ていないんですが、局長がそういう情報を入れてくれました。

山田（一）委員 それは時間的にはどのぐらいのタイミングだったんでしょう。例えば、もう今となればですから45分なんてわからんと思うんですが、放送の入るよりはどのぐらい前というようなイメージですか。

証人 もちろん放送が入る前だったんですけれども、感覚で申しわけないんですが、30分ぐらいはあったと思うんですが、放送入る前にですね。今、ちょっと…。

山田（一）委員 きょう私たちは再三、議会のシステムとして、代表者会議は時間があれば開き、議運が開かれて、それで、議会の再開というか、議会が開かれるということであったんですが、きょう議運の委員長の指示で、了解をしたのか、指示なのかはともかくとして、ともかく議運の委員長のもとで再開の放送が入ったという事実がきょうわかったものですから、ということは、もっと前にそういう指示が出されなかったのかなって一議員として疑問に思ったんですが、そのときの事務局というのはどういう対応だったんでしょうか。

証人 4人でいたわけですが、一連の流れの中でかなり、本来は事務局として議員なりに調整するように働きかければよかったんでしょうけれども、それが難しいという認識をそこで持ってしまったものですから、それで、結果として、執行部が回っているというところに頼ってしまったというところがございました。執行部が回っているのであれば、それが何とか実現して正常に再開できることを期待していたというところでもございました。

山田（一）委員 実は私と桜本議員は、放送があって比較的早い時間帯に議場に行ったと。戻ったんですが、その際に皆さんが平然として座っているのにちょっと違和感を感じたんですが、その理由がきょうわかったんです。というのは、証人が

自由民主党山親会の会派の控室に行って、議運の委員長に放送を入れることを了解をとったというやりとりがあれば当然、山親会の皆さんは再開されるということがわかっていたから、うちの会派が一番議場に近くて、かなり早く私は出た。いつも局長はというか、証人も御存じのように、私と桜本議員は割合早く議場に、席に着くタイプなので、そのときに水を打ったようにしーんとしていたところに結構違和感を感じたのに、なので、それが事前に知っていたんだなど、今、きょうわかりまして、ただ、それが本当は各会派にうまく伝わっていたほうがよかったかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょう。

証人 実際には 課長が委員長のところへ飛んで行って、いや、飛んで出ていくところまでは承知しているんですが、出て行って、委員長の了解を得た上だと思えますが、放送を入れたと。時間的に、議運の委員会開いて、本来は手続があって、その手続にのっとった中で再開時刻が決まってしまうことになるかと思うんですけども、それをとっている時間がない中で一番最良の選択をするとすると、流会させないためにはどうすればいいかということで一番の判断をした結果が今の状態になっているということだと思っています。

山田（一）委員 じゃ、最後に。ということは、議運の委員長の指示で当然に、2月の議会が始まる時に、議長は多分包括的に、今までどおり議会運営に関しては議運の委員長をお願いをしているわけですから、当然に議会の運営については議運の委員長、もちろん最終の責任は議長にあるとは思いますが、議運の委員長によっても当然、当然に私たちもそう思っていますからですけども、議運の委員長の開会によって議場が開かれるという認識でいいんですよね。その確認を終えて終わります。

証人 通常の流れですと、今おっしゃるとおりの形で、議運が開かれて、再開時刻が決まって、放送が入って、1鈴、2鈴、再開ということになるんですけども、そのときはそれをできるだけの時間がとれない状況でしたので、一番最短な再開できる方法として選択したのが当日の処理だと思っています。

調査課長が飛び出す前に局長に話をして、委員長に了解得られれば放送入れます、すぐ入れますよという話をして飛び出していますので、それは調査課長とすれば、議長にも了解を得られているものだという判断のもとで議運の委員長の了解を得たところで放送を入れて、まずは流会しちゃいけないというのがまず頭にあったと思いますので、その流れで処理したと思っています。

土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。
次に、桜本広樹委員から尋問願います。

桜本委員 先ほどの 証人にお聞きしたら、 さん、通常の放送で さん自身は自分自身の事務方としての再開はできたんですかと聞きましたら、ちょっと間に合わなかったでしょうという さんの証言でした。局長にお聞き、証人にお聞きしますが、局長自身、あの段階で放送を入れられれば、間に合ったかと思えますか。

証人 条件さえ整っていれば間に合ったと思います。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年8月9日）

桜本委員 その条件というのはどんな条件ですか。

証人 議長以下皆さんが承知の上でそういう状況なり放送が入ったとすれば、対応は可能だったと思います。

桜本委員 お尋ねします。皆川委員長の放送が、それは議長も、全員の議員の了解のもと、すぐ再開になるんだなという同意というか認識というものを全員が持っていれば、ぎりぎり間に合ったんじゃないかということでしょうか。

証人 はい。

桜本委員 じゃ、そこで証人としては、各会派に皆川委員長の指示のもと放送が入るぞと、再開するぞということで各会派を回られたんですか。あるいは、議長、副議長に対してもその辺の情報をお流しされたんですか。

証人 そのときはそこまでちょっと対応はできておりませんでした。

桜本委員 そうなってくると、先ほどの議長あるいは全議員の条件が整えば間に合ったかということについて、今の証人の発言に対してもう一度お伺いします。その状況の中で、条件が整ったからという先ほどの証人の発言の中で今もう1回お聞きします。間に合ったかと思えますか。

証人 承知というのは、議員全員の方々が、放送が入れば、いつもどおりであれば、放送が入ると自然に議場に集まってもらえますので、自動的な流れとしてですね、そういうところを踏まえてそうならいばという意味でございます。

桜本委員 ということであればですね、例えばこういった事態ですから、普通の放送ではなく、速やかに議員さん、議場に集まってくださいと、流会になってしまいます、速やかに動いてくださいというような放送の内容にはどうしてならなかったんでしょうか。

証人 短時間の中で手続を進めるに当たって、放送は既存の次第書を読ませたんだと思います。ですので、ちょっとその対応が間に合わなかったということだと思います。

桜本委員 通常の次第書というと、例えば自民党山親会のほうに入った さんが、何かどうか指示を受けるようなそういった書類等だとか、その辺の打ち合わせはこんなふうにしてこいというふうな、次長からの指示はさせて出させたんですか。どんなふうないきさつで山親会に、皆川委員長のほうに差し向けたんですか。

証人 5時間際のところで議運の委員長の連絡が職員経由で入りまして、それが最初とって思っていたので、それは速やかに対応しなきゃいけないということで、課長が局長に、議運の委員長の了解得られたら入れますよと言って飛んで行くのが精いっぱいでした。

桜本委員 もう1回繰り返しますが、ほんとにタッチの差でというような、5時間近の

数分間の攻防の中で、放送を入れると、1鈴、2鈴なしのいきなりの放送ということの中で、やはりそのときの証人、次長という立場の中で、会議の打ち合わせの冒頭、先ほど証人発言の中で、局長のほうから、電話を、連絡は取り次ぎはなしにしろということのスタートで始まった会議のようなんですが、その中で例えば紙が入るとか緊急なものが入るとかなかったんでしょうかね。例えば局長のほうから執行部のほうがどうも動いているようだというような情報が流れたということの中で、4人がずっと中でいたということであれば、指し示す何か、ペーパーか何かが入ってこなきゃ、その辺の状況というのは逐一わからないはずだと思うんですが、何かそういったものが、指し示すものがあったんですか。

証人 紙とかそういうものが入ったということは特にございませんでした。ですから、局長がどういうふうにそれを承知していたのかはちょっと私にはわかりません。

桜本委員 局長云々ということをお聞きしているのではなくて、その4人の中が入りしてない中で、最終的に、皆川委員長が動くぞということは、誰からの連絡で、誰の指示のもと さんは動かれたんですか。

証人 5時間際でございましたけれども、職員が事務局長室へ参りまして、そこで、議運の委員長からの連絡があるということを知ったということでございます。それを受けて、議事調査課長が飛んでいくという対応をしたということでございます。

桜本委員 前々から皆川委員長は数回、まあ、二、三回にわたり、職員を通じてというような証言をいただいて、あるいは質問者の中からそういった質問も出ていたわけなんです。しかるに、その4人の会議の中で、5時間際になって初めて皆川委員長のほうに動きありということを知って、指示どおり山親会のほうに動いたということなんでしょうか。

証人 私が承知している限りではそういうことでございます。

桜本委員 以上です。

土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問願います。

中村委員 今、局長という立場は大変だと思います。あの当時は次長という立場だから、局長の指示のもとに動いておったというふうに私は思います。したがって、ここで証人して喚問するといってもなかなかはっきりしたことが言えない面も多々あると思いますが、ただ、私は、今回 局長、局長の立場の中で、流会になったことについては、局長自身どう思いますか。

証人 休憩になった時点では、全く流会ということは考えてなくて、どうすれば再開できるかということで考えておりましたが、結果として流会になってしまったということについて、今委員のおっしゃるところについて考えますと、やはり事務局として流会にならないような対応をとるべきだったんじゃないかと

いう反省はございます。

中村委員

だから、流会になっちゃったと。しかし、流会にならないように何とか努力すべきだと、また努力すべきだったということを十分、今、認識しているということですね。

それで、特に私は、議長は議長という立場、議運は議運の委員長としての立場、それから、各会派の代表者は代表者としての立場、こういうふうなものを踏まえた形の中で、議会をどういうふうな形の中で運営していくかということをやはり原点に立って協議していかなかったということが一番僕は大きな原因だと思うんですよ。

それはまた議会事務局がそういうふうな対応をそれぞれやるべきだったというふうに思います。甘く見ておったのではないんだろうとは思いますが、しかし、結果としてこういう形になったということですから、局長ね、私はやはり局長が議会事務局として、やはりこの問題に対して誰が責任ということよりも、総体的にどういうふうな形の中で対応していけばよかった、また今後こういうことをしてはならないというふうな反省点も十分あると思いますので、そのことについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

証人

確かにそのときは私、次長という立場で、局長の指揮のもとにいたわけでございますが、おっしゃるとおり、それぞれの、議会事務局は議会事務局としての立場の中で、議員、議長、議運の委員長に働きかけをして調整をして、行っていただけのような、流会とならないような働きかけをすべきだったと思いますし、議長さんは議長さん、副議長さんは副議長さん、議運の委員長さんは委員長さん、各会派の代表の議員の方々はそれぞれの立場の中で議会として流会を防ぐような対応がとれていればよかったのかなという感想と反省を持っております。

中村委員

最後に、局長から、再開についての相談はあったのですか。局長から。前の局長ですよ。前の局長から。その辺はどうですか。

証人

休憩後に事務局長室に入ったときにその話がございまして、それをもとに再開後の手続とか出席催告についての手続等についての協議、相談をしたということでございます。

中村委員

そうすると、前の局長から再開についての相談があったということだね。あった。しかし、具体的なものは、こういう形でこういうふうにしようというふうなことはなかったということですか。

証人

そういう、再開に向けての相談はございましたが、全部の情報、手続的なものですね、再開に向かっての手続とか、出席催告による手続とかというのは全部、やるべき内容は承知していただいておりますけれども、それをどうするかというのは事務局長の判断だと思っていました。

中村委員

局長の判断ですか。ここは前の局長の判断ということだね。それに基づいて、皆さん方が動かれるのも、ということですね。

それから最後に、議長は流会を回避する必要があったというふうに思うんですが、ここについてはどうですか。

証人 議長が流会を回避する必要があったということによろしいですか。

中村委員 はい。

証人 それはそのとおりだと思います。

中村委員 それ、はいですね。そういうふうに思いましたと。

そうすると、一部の議員の退席によって予算を審議することができなかつたと、これは非常に残念だということはみんな思っているわけですよ。みんなね。思っているんだけど、しかし、こういうふうな事態を招いたということは誰の責任ですか。こういうふうな事態を招いたことは。

証人 責任というのはなかなか難しいと思うんですけども、いえば、議員全員になるでしょうし。ただ、実際に動くべき人というのはまた別で、議長なり、副議長なり、そういうふう働きかけをしなきゃいけなかった事務局にも一部あるのかなとは思っています。

中村委員 言いづらいのはわかるけれども、わかりづらい。しかし、やっぱり全員はもちろんわかっている。しかし、その中で誰がそういうふうにしなきゃならなかったのかなということに対してはなかなか言いづらいですか。やっぱり議長なり副議長なりが中心的な立場の中でやってもらわなきゃ困るということはやっぱり言いづらいかね。いや、思っていることを言ってもらっていいんだよ。そうしないと、質問が、答えが出てこないでしょう。

証人 私自身の立場として答えられるどうかちょっとわかりかねているところもあるんですが、動き出すとすると、やっぱり一義的には議長なり副議長ではあるうかとは思っています。

中村委員 そうだね。だと思いますよ。責めるつもりはないんだけど、ただし、そういうことははっきりしとかなないと、流会になったことが、何で流会になったかという、それが焦点がぼけてくるじゃないですか。それで、あえてそういう聞き方をしたということで御理解をいただきたいと思います。全くいじめるつもりはありません。終わります。

土橋委員長 答えはいいですね。

中村委員 いいです、いいです。

土橋委員長 中村正則委員の尋問を打ち切ります。

以上で、証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことに御苦勞さまでした。証人は退室願います。

（証人退室）

土橋委員長 以上で、予定されておりました証人尋問は全て終了しました。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録(平成28年8月9日)

次に、今後の進め方についてであります。次回の委員会は、これまでの調査を踏まえ、今後の進め方を協議したいと思っております。御了承願います。

なお、本日の会議録につきましては、8月12日の午前10時ごろ控室経由で配布しますので、再尋問を提案する場合には、去る7月25日に配布しました再尋問調査票を8月12日正午までに事務局へ御提出願います。

次に、次回の委員会の日程についてであります。次回の委員会については、8月12日金曜日午後3時といたしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土橋委員長

次回の委員会については、お諮りしたとおり、8月12日午後3時に決定いたしました。今後の日程については追って通知しますので、全員の出席をお願いいたします。

以上で、本日の予定は終了しました。

来たる8月12日午後3時委員会を開き、今後の進め方を協議したいと思います。

本日はこれをもって閉会いたします。

以 上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の
流会に関する調査特別委員会

委員長 土橋 亨